

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第73号 自転車放置禁止区域の変更……（交通政策課）…2
- 告示第74号 平成30年6月宇治市議会定例会の招集
……………（行政経営課）…2
- 告示第75号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第76号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第79号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第80号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3

公 告

- 公告第22号 横島中学校ライフライン改修他建築工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…3
- 公告第23号 横島中学校ライフライン改修他機械工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…5

公 営 企 業

- 公告第9号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更
……………7
- 公告第10号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………7

告 示

宇治市告示第73号

自転車放置禁止区域の変更について

宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例（平成3年宇治市条例第6号）第8条第2項の規定により、次の自転車放置禁止区域を平成30年4月16日より次のように変更しましたので、同条第3項の規定により告示します。

平成30年5月25日

宇治市長 山本 正

JR新田駅周辺自転車放置禁止区域



(揭示済)

宇治市告示第74号

平成30年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

平成30年5月25日

宇治市長 山本 正

1 期 日 平成30年6月1日

2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

宇治市告示第75号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年5月28日から14日間

平成30年5月28日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
広 野 町 1 7 6 号 線	広 野 町 東 裏 9 1 番 地 の 6	前	6 . 0	1 1 4 . 4	
	広 野 町 東 裏 1 0 7 番 地 の 3		～ 1 2 . 5		
	広 野 町 東 裏 9 1 番 地 の 6	後	9 . 8	1 1 4 . 4	
	広 野 町 東 裏 1 0 7 番		～ 2 5 . 1		

地の3

(揭示済)

宇治市告示第76号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年5月28日から14日間

平成30年5月28日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
広野町176号線	広野町東裏91番地の6 広野町東裏107番地の3	平成30年5月28日

(揭示済)

宇治市告示第79号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月8日から14日間

平成30年6月8日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
木幡 5 2 号 線	木幡 檜尾 4 7 番地 の 3	前	5 . 1	2 7 . 9	
	木幡 檜尾 4 7 番地 の 1		～ 7 . 0		
	木幡 檜尾 4 7 番地 の 3	後	6 . 0	2 7 . 9	
	木幡 檜尾 4 7 番地 の 1		～ 8 . 0		
木幡 3 2 8 号 線	木幡 南山 8 2 番地 の 1 3	前	5 . 1	1 5 . 8	
	木幡 南山 8 2 番地 の 1 3		～ 6 . 0		
	木幡 南山 8 2 番地 の 1 3	後	5 . 1	1 5 . 8	
	木幡 南山 8 2 番地 の 1 3		～ 6 . 0		
炭 山 3 7	炭 山 堂ノ元 1 9 番 地 の 4 炭 山 堂ノ元 1 7 番 地 の 2	前	7 . 2 ～ 3 2 . 5	2 5 . 3	終 点 地 番 「 炭 山 堂ノ 元 1 8 番 地 の 1 」 を

号 線	炭山堂ノ元19番地の4 炭山堂ノ元17番地の2	後	7. 2 ～32. 5	25. 3	「炭山堂ノ元17番地の2」に改正。
-----	----------------------------	---	----------------	-------	-------------------

宇治市告示第80号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月8日から14日間

平成30年6月8日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
木幡52号線	木幡檜尾47番地の3 木幡檜尾47番地の1	平成30年6月8日
木幡328号線	木幡南山82番地の13 木幡南山82番地の13	平成30年6月8日

公 告

宇治市公告第22号

横島中学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について

横島中学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成30年5月25日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 横島中学校ライフライン改修他建築工事

(2) 工事場所 宇治市横島町本屋敷35番地の1

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

建築面積 3,282.32㎡

延床面積 6,105.93㎡

・ライフライン改修に伴う建築工事

設備機器及び配管改修に伴う内部改修

外構工事

受水槽基礎

・便所改修に伴う建築工事

一式

一式

管理棟（2階職員便所）

教室棟（1～4階生徒用便所）

屋内運動場

・上記改修に伴う仮設便所新設及び撤去

一式

・上記に伴う解体撤去処分

一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成31年2月1日まで 219日間

(6) そ の 他 「横島中学校ライフライン改修他建築工事」、「横島中学校ライフライン改修他機械工事」及び「横島中学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができ、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における建築一式の総合評価値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調査
- ② 配置予定現場代理人調査
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成30年5月25日 午前9時から

平成30年5月31日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年5月25日 午前9時から

平成30年5月31日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、平成30年6月12日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成30年5月25日 午前9時から

平成30年6月20日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成30年5月25日 午前9時から

平成30年6月13日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成30年6月15日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年6月19日 午前9時から午後6時まで

平成30年6月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年6月21日 午前9時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本

公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 1 予定価格

本件の予定価格は、1 0 9 , 4 0 4 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

1 2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、9 0 , 3 4 3 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の1 0 0 分の3 相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に1 0 0 分の4 0 を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和4 4 年宇治市規則第1 号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和4 9 年宇治市規則第3 2 号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

1 9 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1 から1 9 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1 から1 9 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 6 1 1 - 8 5 0 1

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3 3 番地

電話番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 1 6

FAX 番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

（揭示済）

宇治市公告第2 3 号

横島中学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札について

横島中学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成3 0 年5 月2 5 日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 横島中学校ライフライン改修他機械工事

（2）工事場所 宇治市横島町本屋敷3 5 番地の1

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 4 階建て

建築面積 3 , 2 8 2 . 3 2 m²

延床面積 6 , 1 0 5 . 9 3 m²

・ライフライン改修に伴う機械工事

一式

設備機器改修（受水槽、消火水槽、揚水ポンプ、消火ポンプ及び屋内消火栓）

配管改修（給水管、消火管、排水管及びガス管）

・便所改修工事に伴う機械工事

一式

管理棟（2 階職員便所）、教室棟（1 ～4 階生徒用便所）、屋内運動場

・上記に伴う解体撤去処分

一式

（4）工 種 管工事

（5）工事期間 契約日から平成3 1 年2 月1 日まで 2 1 9 日間

（6）そ の 他 「横島中学校ライフライン改修他建築工事」、「横島中学校ライフライン改修他機械工事」及び「横島中学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができ、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和2 2 年政令第1 6 号）第1 6 7 条の4 の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づき指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成1 4 年法律第1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成1 1 年法律第2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における管の総合評価値（P）が750点以上であること。
- なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
 - ② 配布期間

平成30年5月25日	午前9時から
平成30年5月31日	午後2時まで
 - ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

- なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課
 - ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年5月25日	午前9時から
平成30年5月31日	午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、平成30年6月12日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
 - ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 - ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
- (1) 入手方法
- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
 - ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- (2) 配布期間
- | | |
|------------|--------|
| 平成30年5月25日 | 午前9時から |
| 平成30年6月20日 | 午後2時まで |
- 6 設計図書に関する質疑回答
- (1) 提出方法
- 設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
- (2) 提出先
- 質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX番号：0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間
- | | |
|------------|--------|
| 平成30年5月25日 | 午前9時から |
| 平成30年6月13日 | 正午まで |
- (4) 回答
- 回答については、平成30年6月15日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年6月19日 午前9時から午後6時まで

平成30年6月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年6月21日 午前9時15分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、104,814,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、87,078,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治

市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について
宇治市指定給水装置工事事業者から、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定事項変更の届出がありましたので公告します。

平成30年6月8日

宇治市長 山本 正

指定番号 第319号	変更前	変更後
商号変更	有限会社豊嶋設備工業所	株式会社トヨシマ

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成30年5月29日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成30年6月8日

宇治市長 山本 正

指定番号 第458号 三和設備

